

## 就学援助のお知らせ

渋谷区では、国公立の小中学校に通う児童・生徒の保護者の方に、ご家庭の事情に応じて学校でかかる費用を補助しています。就学援助を希望するしないにかかわらず、申請書に必要事項をご記入の上、お渡しした封筒に入れ、封をして提出してください。

### ■ 援助を受けられる方

○ 渋谷区内に在住し、国公立の小中学校に在学する児童・生徒の保護者で以下のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護をうけている方【要保護】
- (2) 昨年(令和2年1月～令和2年12月)の世帯全員の所得金額が基準以下の方【準要保護】

<基準額表>

単位:万円

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人以上
小学校	約279	約346	約403	約429	1人増えるごとに約50万円上がります。
中学校	約297	約365	約421	約470	

※ この表は目安です。家族構成や年齢等によって基準額は異なります。

※ 小学校と中学校にお子さまがいる場合は、中学校の欄を参考にしてください。

※ 所得額 ①源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額

②確定申告書の年間総収入から必要経費を引いた「所得金額の合計」欄の金額

※ 原則として、住民票に基づく世帯全員の所得を合算した額で審査を行います。ただし、単身赴任、扶養親族等で別にお住まいのご家族がいる場合は、その方についても申請書に記入してください。

○ 渋谷区外に在住の方は対象になりません。

申請については、お住まいの市区町村の教育委員会にお問い合わせください。

### ■ 補助金の内容・おおよその金額（年間・準要保護世帯の場合）

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
小学校	10万円	6万円	6万円	7万円	7万円	12万円
中学校	9万円	9万円	15万円	—	—	—
内容	①学用品通学用品費 ②新入学学用品費(新小学校1年生、国公立中学校に進学する小学校6年生) ③学校給食費 ④校外活動費 ⑤移動教室・夏季施設等参加費 ⑥修学旅行費 ⑦クラブ活動費 ⑧特別支援学級・通級学級・けやき教室(相談指導教室)の通学費					

※ 生活保護を受けている方(要保護の方)は、修学旅行費のみが対象となります。

※ 年3～4回に分けて振り込みます。第1回目の支給は7月末の予定です。

※ 新入学学用品費は、新小学校1年生、国公立中学校に進学する小学校6年生に、入学前の3月に支給します。4月以降に新たに認定された小・中学校1年生は支給対象になる場合があります。

就学援助を希望される方は、以下の内容をご確認ください。

## ■ 提出書類

- (1) 令和3年1月1日に渋谷区に住所がある方（以下の①の書類のみ提出してください。）
  - ① 令和3年度就学援助費受給申請書兼認定台帳 ※個人番号(マイナンバー)記入不要
- (2) 令和3年1月1日に渋谷区に住所がなかった方（以下の①～③の書類すべてを提出してください。）
  - ① 令和3年度就学援助費受給申請書兼認定台帳 ※個人番号(マイナンバー)記入必要
  - ② 個人番号(マイナンバー)確認のための書類（住所がなかった方全員分）  
※いずれか1点の写しを提出  
個人番号カード(裏面)、通知カード  
個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書
  - ③ 身元確認のための書類（申請者のみ）  
※以下の書類の場合、いずれか1点の写しを提出  
個人番号カード(表面)、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、  
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(愛の手帳)、在留カード、特別永住者証明書  
※以下の書類の場合、いずれか2点の写しを提出  
健康保険証、後期高齢者医療証、介護保険証、国民年金手帳、年金証書、特別児童扶養手当証書、  
児童扶養手当証書、生活保護受給者証明書（いずれも、氏名・生年月日・住所が記載されているもの）

## ■ 申請書のご記入上の注意

- (1) お子様1人に対して、申請が必要です。
- (2) 黒または青のボールペンで記入してください。
- (3) ご記入の際は、記入例を参考にしてください。  
→記入漏れがあった場合、審査が遅れる場合があります。
- (4) 振込口座は、申請者(保護者)名義のものに限ります。  
また、原則として学校納付金の振替口座と同一口座(ゆうちょ銀行)を記入してください。
- (5) 渋谷区外へ住所を移された方は、学校事務室または下記担当まで連絡してください。  
転出先の市区町村へあらためて就学援助費受給申請が必要となります。

## ■ 注意事項

- (1) 令和3年度住民税確定後、認定審査を行い、審査結果は7月上旬にお知らせします。
- (2) 住民税が未申告の場合、審査ができませんので、渋谷区役所または前住所地の税務担当課または税務署で必ず令和2年分の申告をお済ませください。
- (3) 就学援助費の適正使用のため、給食費等の学校納付金に滞納があった場合は、就学援助費を、直接学校長口座に振り込む場合があります。

<お問い合わせ先>

渋谷区教育委員会事務局 学務課 学事係 就学援助担当

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 Tel 03-3463-2986 (直通)